

第4章 税率についての課税自主権の拡大

4. 一定税率について

- 地方消費税については、諸外国の例も参照しながら、税率決定権を付与できないかの検討を続けるべきである。
- 一定税率にしておく意義の低い税目（鉱区税や事業所税）については、制限税率付きで標準税率化することも課税自主権の拡大の一つの方向かと思う。

5. 標準税率について

- 「標準税率という考え方」は必要だが、「標準税率」は基準財政収入額の算定に使う税率にすぎないにもかかわらず、「標準」という語感から「国が推奨する税率」であるかのような印象を与えているため、より中立的なニュアンスがある「一般税率」または「普通税率」へと用語を変えることを検討してはどうか。
- 財政の危機的な状況の打開には、国と地方の協働が必要であり、地方団体も自ら住民に受益と負担の関係を説明して、法定税での歳入の確保を図る必要があると考える。このためには、総体としての「地方」が「標準税率」の決定過程に参加する道を拓くことが必要なのではないか。

第5章 税務執行面における地方団体の責任

- 執行責任のところを独立して述べるかどうかという点については、独立の項目とすべき。

自主性は責任（とリスク）を伴うのであり、責任感に裏打ちされた自主性でなければ無意味であること、この研究会の出発点となった地方消費税の議論はまさにそういう問題意識だったと理解している。

法執行のごく基本的なことが出来てない自治体の存在が全国的に知られるところとなっており、この論点の重要性にかんがみれば付言とすることは許容できない。

- 国税と地方税には、例えば、
 - ・ 所得税は所得に応じた累進税率だが、個人住民税は比例税率であり、低所得層にとっての負担が重いと考えられること
 - ・ 所得税は現年課税だが、個人住民税は過年度課税であり、課税時点で資産

がない場合も考えられること

などの違いがある中、各地方団体は、都道府県と市町村との連携も図りながら徴収に努めており、個人住民税の滞納発生率が低下を続けているなどの実績もあげている（個人住民税滞納発生率（全国）H20年度 3.0% → H21年度 2.9% → H22年度 2.6% → H23年度 2.3%）。具体的な事実の指摘もないまま、地方団体の徴収に問題があることを前提とした取りまとめを行うべきではない。

その上で、今後さらに改善すべき点があれば提案いただきたい。

- 「税務執行面における地方団体の責任」という独立した章を設けることは適切ではない。

賦課徴収という税務の執行の重要性については、各地方団体とも自覚を持って、都道府県と市町村とで連携を強化するなど誠心誠意取り組んでおり、成果も一定程度見られる。したがって、本研究会の報告書の一つの章に位置付けることは、あたかも現在の地方団体の賦課徴収の取組が不十分であることを前提としていると受け取られかねず、本研究会の経過から適切と思えない。

もちろん、まったく課題がないわけではないので、さらに取り組みを強化すべき課題については、「今後の課題」の中で指摘すればよい。